

長寿介護課よりお知らせ

「健やかいきいき安心 長寿のまち」を目指して

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことを目的として、平成12年のスタート以来18年にわたり普及が図られ、生活の中にも定着するようになってきました。

本市ではこの度、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、高齢者施策を総合的に推進していくため、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）を策定しました。

平成30年度介護保険制度の概要について

①運営目標

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を目指した取り組みや医療・介護・福祉といった多職種間の連携による地域ネットワークの強化を推進していきます。

②介護予防

平成29年度から開始されている「介護予防・日常生活支援総合事業」や「地域まるごと介護予防推進事業」を充実させていきます。

③介護保険料（65歳以上）

山梨県内でも低い水準に据え置かれています。
※表1参照

④3割負担の導入

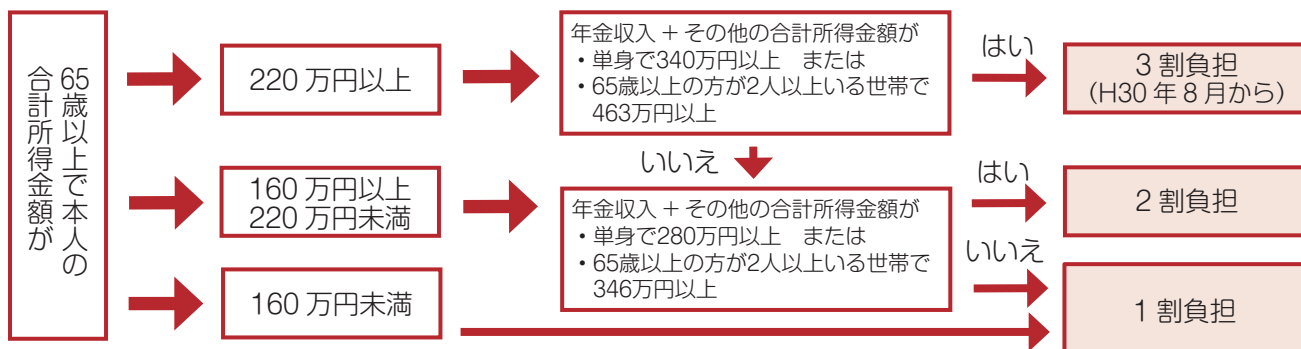
現在、介護サービスを利用していらっしゃる方の自己負担割合は、所得金額等に応じて1割または2割となっておりますが、平成30年8月より特に所得の高い方は3割負担となります。要介護認定を受けている方には7月下旬頃に新たな「介護保険負担割合証」を発行しますので、そちらでご自身の負担割合をご確認ください。
※図1参照



【表1】平成30年度の介護保険料（段階設定）

所得段階	対象者		保険料 (年額)
	市民税	本人の平成29年中の合計所得金額等	
第1段階	世帯全員が非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80万円以下 	27,800円
第2段階		課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80万円超 120万円以下	46,200円
第3段階		課税年金収入額 + 合計所得金額 = 120万円超	46,200円
第4段階	本人は非課税 かつ 世帯員が課税	課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80万円以下	55,500円
第5段階		課税年金収入額 + 合計所得金額 = 80万円超	61,600円 (基準額)
第6段階	本人が課税	合計所得金額 = 120万円未満	74,000円
第7段階		合計所得金額 = 120万円以上 200万円未満	80,100円
第8段階		合計所得金額 = 200万円以上 300万円未満	92,400円
第9段階		合計所得金額 = 300万円以上 500万円未満	104,800円
第10段階		合計所得金額 = 500万円以上	117,100円

【図1】介護保険サービスの自己負担割合



※市民税非課税の方、40歳から64歳の方は1割負担です。

平成30年度介護保険料の仮徴収のお知らせおよび暫定通知書を送付します

今回送付する通知は、本年度の住民税の課税所得が4月時点では確定していないため、30年度前期分の保険料を暫定的に算定したものです。本来の保険料額の通知は、本年度の住民税が確定した後、に再計算し、7月に改めて送付します。

■年金より天引き

(特別徴収)の方

平成30年4月・6月・8月分の通知(仮徴収のお知らせ)

**あなたのやさしさを！
献血にご協力ください**

献血は身近にあるボランティアです。次とおり市役所庁舎にて献血を行いますので、多くの皆様のご理解とご協力をお願いします。

■日時 4月26日(木)

10時～11時30分

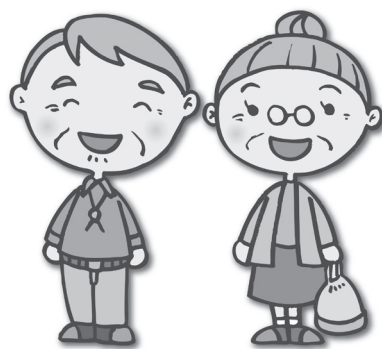
12時30分～15時30分

■会場 市役所庁舎東駐車場

■問い合わせ

山梨県赤十字血液センター
☎055-251-5891

☎23-4310



です。前年度から継続して特別徴収の方は、暫定的に前年度2月の保険料と同額を年金から天引きします。

また、4月から新たに特別徴収となる方は、前年度と同じ所得段階の保険料を、納期6回で割った金額が、年金から天引きとなります。

※天引き額が年間を通して均等になるように、8月の仮徴収額を変更する場合があります。

※7月送付の通知に記載
■納付書または口座振替

(普通徴収)の方

平成30年4月・6月分の介護保険料額の通知(暫定通知書)です。前年の所得が確定していないため、前々年の所得をもとに算定した保険料額での納付となります。

地域包括支援センターをご利用ください

地域包括支援センターは高齢者の皆さんが、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう支援するための拠点です。

■支援内容

- 自立した生活ができるよう介護予防をすすめます。要支援と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方への支援を行います。(介護予防ケアプランの作成など)
- 介護に関する悩みや心配ごとなど様々な相談に応じます。
- 高齢者の皆さんの権利を守ります。成年後見制度の利用や虐待防止などの支援を行います。
- 65歳以上のすべての方が利用できる、いきいき貯筋クラブや地域まるごと介護予防推進事業など、地域の方と協力しながら介護予防事業を行います。(随時、広報でお知らせします。)
- 医療や介護、住まい、日常生活など必要な支援が切れ目なく提供できるよう、多職種と定期的に話し合いを行い地域包括ケア体制の強化を行います。



▲いきいき貯筋クラブの様子

介護や介護予防、生活の中での悩みや心配ごとなどお気軽にご相談ください。



在宅医療介護多職種連携研修会を開催

2月8日(木)、市民交流センターニコリ多目的ホールで、「認知症高齢者の服薬支援」をテーマに研修会を行いました。当日は医療や介護の関係者90名が集い、薬剤師と主任介護支援専門員とのパネルディスカッションや、グループワークを通じて服薬の工夫、また主治医や薬局、高齢者に携わる関係者との連携の取り方など話し合いました。

■ P8・9への問い合わせ 長寿介護課 介護保険担当・介護支援担当・介護予防担当 ☎ 23-4313